

第4章

第4章 総合的な支援の実現に向けて

1 基本理念

すべてのこどもが自己の存在を肯定し、ひとみを輝かせながら将来の夢を語り、自分の家庭と親を誇りに思うまち

これまでの第三次計画の基本理念を第四次計画においても継承していきます。本計画では、この基本理念の実現に向けて、ひとり親家庭の親が安心して子育てができ、こどもと笑顔で向き合う余裕が持てるように、様々なサポート体制の充実、経済的な安定や自立に向けた環境づくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第三次計画に引き続き6つの基本目標に沿って、個々の家庭の実情に応じた、きめ細かで総合的な支援を展開します。

(1) 相談機能の強化・情報提供の充実

全ての支援制度の根幹となるのは、必要なときに必要な情報が伝わる環境です。

何かに困ったとき、悩んだときに気軽に相談できる人や窓口が身近にあり、相談できることが、不安解消や大きな安心感につながります。

今後も引き続き、母子家庭・父子家庭の全てが気軽に相談できる窓口など相談体制を強化し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」で、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行います。

このため、各種支援制度やそれぞれの相談内容に応じた相談窓口や相談機関などの周知のための広報啓発活動を推進します。

また、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談窓口をもつ関係機関や庁内の関係部署との連携を図り、プッシュ型の情報提供や訪問型（アウトリーチ）支援の強化を含め、相談機能の強化とわかりやすい情報発信、多様な情報提供の充実を図ります。

(2) 環境変化に対するサポートの充実

ひとり親家庭になる前からの伴走的サポートや、ひとり親となった母または父が新たな生活を築いていくにあたって利用できる制度や必要な手続きをわかりやすく紹介するため、生活の変化に応じた支援制度やこどもの成長段階ごとの支援制度の一覧を配布するなどの情報提供に努め、必要な手続きがスムーズに行えるよう支援を行います。

また、市役所での各種手続きが、関係課との連携によりワンストップでできる窓口の仕組みによるサポートを行います。

ひとり親家庭の父母は、身体的・精神的・社会的負担の大きさから、自分の健康への気づかいが疎かになる方や、不安や孤独な気持ちを抱えながらも、誰にも相談していない方が多くいます。そしてこどもも、悲しみや戸惑いを他人にうまく伝えられず、孤独を抱えている心配があります。

親子が笑顔で元気に過ごすことができるように、ひとり親家庭等の親が相談しやすい環境整備に努め、地域の民間団体等を活用した訪問支援などの見守り体制を拡充し、親

子の心とからだの健康維持・増進への取り組みや、ひとり親家庭等に対する理解の促進及び社会生活の充実のための支援の充実を図ります。

(3) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の父母が、安心して子育てと就業または就業のための訓練を両立できるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住宅確保のための情報提供など、子育てや生活面での支援を行います。

具体的には、保育所への優先入所やこどもへの学習支援等の日常的な子育て支援、病児・病後児保育、子育てサポートセンターにおけるこどもの預かりや送迎、及び日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭に対しては、県の母子家庭等日常生活支援サービスに繋げるなど、臨時応急的なサービスも含め、引き続き各種子育て支援施策を推進します。

また、放課後児童クラブ及びショートステイをはじめとした子育て短期支援事業については制度を拡充するとともに、新たに家事や育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等を支援員が訪問して、家事や育児等の支援に取り組めます。

住宅確保のための支援施策としては、安定した住環境で生活ができるよう、公営住宅等への優先入居制度や抽選優遇制度等を継続して実施します。また、経済的理由等で住宅確保が困難な母子家庭については、母子生活支援施設の利用により自立促進を図るなど、家庭の実情に応じて、多様な支援サービスの中から選択して利用できる環境となるよう取り組みを推進します。

(4) 就業支援体制の確立

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るためには、就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要です。また、ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める方や雇用の不安定さの解消、収入を増やすための転職、資格取得等によるスキルアップ等、それぞれの現状と目標に応じたきめ細かな対応が必要です。

このため、引き続き、母子・父子自立支援プログラム策定事業や、母子・父子自立支援員による就業相談のほか、自立支援教育訓練・高等職業訓練促進給付金等の資格取得制度の周知を行い、修業する場合における経済的負担を軽減する支援を行います。支援にあたっては、個々の家庭に応じて自立に向けたプラン作りを推進します。

また、ハローワーク内のマザーズコーナーのほか、本庁1階の福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」との連携を強化し、より身近な場所で迅速に求人情報が取得することができるなど、就業支援の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭の父母の求職・転職におけるニーズに応えることができるよう、就業機会の創出や雇用主への制度の周知及び働きやすい職場環境の実現に向けた啓発などを継続していきます。

(5) 養育費の確保の推進等

こどもの養育は、親権の有無に関わらず両親の責任であり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければなりません。

しかし、実際には養育費の不払いや、取り決めを行っていない場合も多いことから、

離婚する前からの意識付けや、離婚時に取り決めを確実に行う必要性、及び養育費の強制執行に関する情報の周知を図ります。また、民法の改正に伴い、新たに規定された法定養育費や共同親権等に関する情報提供に努めます。

具体的には、離婚届提出に必要な書類（様式）の受け取りの際に相談窓口の案内や、リーフレット等の紙媒体やSNS等を活用して制度の周知を行います。

また、養育費に関する公正証書等の作成経費の一部について助成を行う養育費確保支援事業を実施します。

引き続き、本市の相談員による相談対応や専門家による無料法律相談の案内を行い、養育費の確保を推進します。

(6) 経済的支援の推進

一人で家計を担うひとり親家庭は、どうしても経済的に厳しい状況に置かれがちですが、近年、国による物価高騰に伴う経済対策や子育て支援策が実施されています。については、児童扶養手当や児童手当、ひとり親家庭等医療費助成をはじめとする経済的支援を確実に受けられるように制度の周知に努め、利用促進を図ります。

また、将来の親自身と子どもにかかる費用について、計画を立てて生活できるよう、ライフプラン（生活設計）の相談について、積極的に働きかけていきます。

児童扶養手当受給世帯等に対しては、こどもの小・中学校への就学に際し、経済的な負担を軽減できるよう就学援助を実施し、こどもの就学等により資金が必要な場合は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付等により資金を支援することで、生計の維持と将来的な自立に繋がります。借金や多重債務などの問題を抱えている場合は、解決を図るための相談対応を行います。

経済的自立に向けては就業によることを基本と考えますが、就業困難な事情がある場合は、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

3 重点取組

ひとり親家庭を取り巻く現状や現場の実状を踏まえて、本計画期間中に特に注力すべきものとして、3つの重点取組を設定します。

①相談体制の強化

- ・こども家庭センター（母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営）の設置
- ・個々の家庭に応じた支援の強化（自立に向けたプラン作り等の支援）

②当事者へ情報を提供する仕組みづくり

- ・プッシュ型の情報提供（スーパーアプリ等）
- ・SNS等を活用した情報発信

③所得向上のための対策

- ・キャリアアップや資格取得のための支援
- ・養育費確保への支援

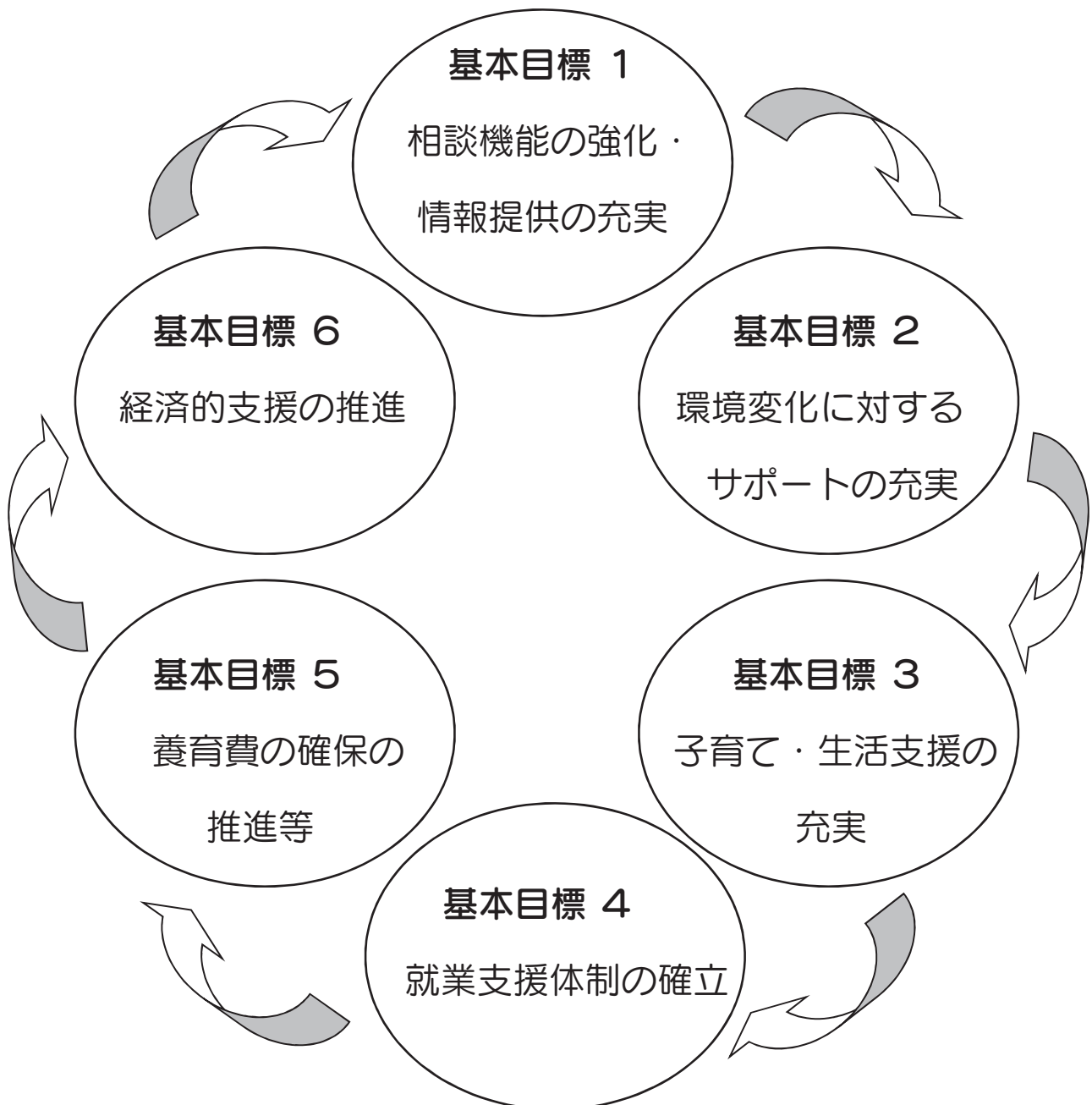
※上記に加え、こどものライフイベントを支援するため、物資を提供してくれる団体との連携強化や、進学に必要な資金補助や奨学金の情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。

基本理念

すべてのこどもが自己の存在を肯定し、

ひとみを輝かせながら将来の夢を語り、

自分の家庭と親を誇りに思うまち



4 施策の体系

基本理念	すべての子どもが自己の存在を肯定し、ひとみを輝かせながら将来の夢を語り、自分の家庭と親を誇りに思うまち	
基本目標	施策	事業名
基本目標1 相談機能の強化・情報提供の充実	ア. 利用しやすい相談窓口の整備 重点	(1) ひとり親家庭相談 (2) 離婚前からの相談【拡充】 (3) 妊産婦、子育て世帯、子どもに関する相談【新規】 (4) 生活自立支援センターにおける生活の相談 (5) ゆめ・ぼけっこの育児相談 (6) 教育に関する悩みやいじめ、不登校などの悩み電話相談 (7) 子ども電話・メール相談 (8) 子ども・若者相談支援 (9) 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応・情報提供【拡充】 (10) 障がい者や障がい児の親が持つ不安や悩みの相談 (11) 特別な支援を必要とする就学前のこどもの相談 (12) 外国人への相談対応・情報提供 (13) 戸籍・市税・年金等の制度に関する相談対応・情報提供 (14) 家計相談
	イ. 相談窓口・関係部署の連携強化	(1) 関係機関を含めた相談窓口の定期的な情報共有 (2) 庁内関係部署の連絡会議の開催【やり方改善】 (3) ひとつの窓口では解決することが困難な問題に対応できる相談環境の整備
	ウ. 多様な情報伝達手段の整備 重点	(1) ひとり親家庭くらしのハンドブック作成【やり方改善】 (2) ホームページによる情報提供の充実 (3) SNS等を活用したイベント・手続き等の情報発信【やり方改善】
基本目標2 環境変化に対するサポートの充実	ア. 生活状況の変化に応じた支援	(1) 生活状況の変化に応じた支援内容の一覧の作成
	イ. ひとり親家庭等に対する理解の促進	(1) 人権教育・啓発活動の取り組み (2) 関係者の理解の促進
	ウ. 社会生活の充実のための支援	(1) 男女共同参画意識の啓発 (2) ひとり親家庭等の交流の促進
	エ. こころの健康支援 重点	(1) 早期相談の促進【やり方改善】 (2) スクールカウンセラーによる子どもへの対応 (3) 要保護児童等の見守り体制の構築【拡充】 (4) こころの相談
	オ. 子どもへの支援	(1) 悩みを抱える子どもへの支援 (2) 不登校対策事業 (3) 不登校児童生徒支援事業
	カ. 健康維持・増進への取り組み	(1) 健康診査の実施 (2) 健康管理、健康診査受診の啓発

基本目標	施策	事業名
基本目標3 子育て・生活支援の充実	ア. 日常的なこどもの保育・生活支援の充実	(1) 教育・保育施設入所 (2) 教育・保育施設の一時保育 (3) 教育・保育施設の延長保育 (4) 幼稚園・認定こども園の預かり保育 (5) 放課後児童クラブ【拡充】 (6) 特別支援学校放課後児童クラブ (7) 障がい児の生活支援（移動・預かり・入浴介助等） (8) 生活自立支援センターにおけるこどもへの学習支援 (9) 放課後子ども教室
	イ. 臨時的・緊急的なこどもの保育・生活支援の充実	(1) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【拡充】 (2) ゆめ・ぼけっとの一時託児 (3) 子育てサポートセンター (4) 病児・病後児保育 (5) 日常生活支援サービスの情報提供（県実施事業） (6) 子育て世帯訪問支援事業【新規】
	ウ. 住宅確保のための支援	(1) 児童を複数扶養する世帯の市営住宅への優先入居 (2) 母子生活支援施設の利用促進 (3) 身元保証人確保対策（母子生活支援施設入・退所者） (4) 公営住宅、母子生活支援施設等住宅に関する情報の一元的提供 (5) 住居確保給付金
基本目標4 就業支援体制の確立	ア. 就業相談の充実	(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業【拡充】 (2) 就業相談窓口の設置 (3) 福祉・就労支援コーナーえびすワークさがし
	イ. 能力開発・資格取得のための支援	(1) 自立支援教育訓練給付【拡充】 (2) 高等職業訓練促進給付【拡充】 (3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】
	ウ. 就業機会の創出	(1) 夜間労働相談 (2) 経営支援・創業支援【やり方改善】
	エ. 雇用主への制度周知及び啓発	(1) 働きやすい職場環境の実現に向けた啓発【やり方改善】 (2) 子どもへのまなざし運動
基本目標5 養育費の確保の推進等	ア. 養育費取得促進のための啓発	(1) 親の扶養義務の履行を促すための啓発 (2) 養育費取得促進のための相談・情報提供【拡充】 (3) 養育費確保支援事業【新規】
	イ. 相談窓口の整備	(1) 離婚届提出時の相談窓口案内の徹底 (2) 相談窓口の周知・適切な窓口の紹介 (3) 面会交流の支援
基本目標6 経済的支援の推進	ア. 生活にかかる費用の負担軽減	(1) 経済的支援制度の周知 (2) ライフプラン（生活設計）の相談 (3) 児童扶養手当【拡充】 (4) ひとり親家庭等医療費助成【拡充】 (5) 遺族基礎年金 (6) 児童手当【拡充】 (7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金住宅資金、転宅資金、生活資金等 (8) 生活保護 (9) 障害児福祉手当 (10) 特別児童扶養手当 (11) 重度心身障害者医療費助成【やり方改善】 (12) 市県民税の寡婦・ひとり親控除 (13) 市県民税の扶養控除
	イ. こどもの教育等にかかる費用の負担軽減	(1) 保育料の軽減 (2) 就学援助（経済的理由で就学困難な小中学生の保護者が対象） (3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金修学資金、就学支度資金
	ウ. 借金・公金滞納等の解決にむけた支援	(1) 消費問題、借金等の相談対応 (2) 公金滞納の解決に向けた相談対応

5 個別事業の展開

基本目標1 相談機能の強化・情報提供の充実

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 利用しやすい相談窓口の整備

1	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭相談（住まい、こどもの養育、就業、貸付金、養育費等）に専門の相談員が対応する。 えびすワークさがし等と連携した就業支援を行うとともに、今後予想される父子家庭からの相談にも対応できるよう、研修等に積極的に参加し、相談員の専門性の維持・向上を図る。	●	◆	○	継続	こども家庭課
2	離婚前からの相談	離婚、借金、DV、出産、共同親権、法定養育費等の相談に専門の相談員が対応する。 離婚するかどうか迷っている方も気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に努める。 また離婚協議や養育費確保、面会交流等に関する相談に弁護士が応じる法律相談を開催する。	●	◆		拡充	こども家庭課
3	妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営を行うこども家庭センターを設置する。こども家庭センターでは、子育てやヤングケアラーに関する相談等に対し、個々の家庭に応じた支援を提供し切れ目なく対応する。また、市民が気軽に相談できるよう相談窓口の周知に努める。	●	◆		新規	こども家庭課
4	生活自立支援センターにおける生活の相談	どこに相談して良いのかわからない、生活の悩みや経済的な困りごとについて、相談員と一緒に考えながら生活を立て直したり、困りごとの解決に向け支援する。	●	◆	○	継続	生活福祉課
5	子育て支援センターでの育児相談	公立や私立の就園前のこどもの子育てに関する相談に対応する。	●	◆		継続	保育幼稚園課
6	教育に関する悩みやいじめ、不登校などの悩み電話相談	こどもの教育全般（教育問題、学校生活、不登校、いじめ、非行など）に関する相談に専門の相談員が対応する。	●	◆		継続	学校教育課
7	子ども電話・メール相談	いじめ、不登校、友人関係などの問題や心や体の悩みなどを抱える子ども・若者からの電話相談、メール相談、面談相談などに対して子ども・若者支援専門官が対応する。	●	◆	○	継続	社会教育課
8	子ども・若者相談支援	佐賀市に居住するニート、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー等の悩みを抱える子ども・若者（40歳未満）やその家族からの相談に対応するとともに、訪問支援、講座・教室等の開催等の支援を行う。	●	◆	○	継続	社会教育課
9	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応・情報提供	国から委嘱を受けて地域で活動している一番身近な相談員として、こどもや家庭、地域のことなど児童福祉に関する相談に対応する。 民生委員、児童委員等に対して、ヤングケアラーに関する支援マニュアルの配布や児童福祉に関する研修を開催し、相談対応力の向上を図る。	●	◆	○	拡充	福祉総務課 こども家庭課
10	障がい者や障がい児の親が持つ不安や悩みの相談	障がい者や障がい児の親が持つ不安や悩みの相談に専門の相談員が対応する。	●	◆		継続	障がい福祉課

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		
11	特別な支援を必要とする就学前のこどもの相談	教育・保育施設からの要望に応じ、特別な支援を必要とする乳幼児について巡回を行い、保育者に対し乳幼児一人一人に応じた特別支援教育のあり方や、対応の仕方などについて助言する。 また、保護者からの就学に関する相談に対し、関係機関と連携しながら保護者・就学予定者と共に学校見学や学校体験を行い、より良い就学に繋げる。	●	◆		継続	保育幼稚園課
12	外国人への相談対応・情報提供	外国人が離婚等によりひとり親家庭となった場合の相談対応・情報提供を行う。ことばの壁により各制度の申請手続き等に困難が伴う場合にサポートを行う。	●	◆	○	継続	国際課
13	戸籍・市税・年金等の制度に関する相談対応・情報提供	戸籍、市県民税、医療保険、年金等についての相談窓口を明確にするとともにきめ細かな相談対応とわかりやすい情報提供に努める。	●	◆	○	継続	市民生活課 市民税課 保険年金課
14	家計相談	生活困窮者からの相談を受けて、家計の現状把握と支出の見直し、生活再生プランの作成、債務整理、公共料金等の滞納解消に向けての支援を行い、家計の立て直しを支援する。	●	◆	○	継続	生活福祉課

施策の方向 イ 相談窓口・関係部署の連携強化

1	関係機関を含めた相談窓口の情報共有	家庭や家族の悩みを抱える方がどの相談窓口を訪れても窓口間の連携による総合的な支援や適切な情報提供が行われるよう、関係機関や本市が設置する相談窓口の連携強化を目的として、定期的な支援制度・手続き等に関する情報共有を図る。	●	◆	○	継続	こども家庭課
2	庁内関係部署の連絡会議の開催	ひとり親家庭等の支援に関わりが深い庁内の関係部署の個々の事業が最大限の成果を得られるよう、本計画の進捗の検証や課題の共有を図る。	●	◆	○	やり方改善	こども家庭課
3	ひとつの相談窓口では解決することが困難な問題に対応できる相談環境の整備	福祉まるごと相談窓口において複合的な問題を抱える市民からの相談に対応し、庁内の関係部署や庁外の関係機関を連携して包括的な支援の調整を行う。	●	◆	○	継続	福祉総務課

施策の方向 ウ 多様な情報伝達手段の整備

1	ひとり親家庭くらしのハンドブック作成	ひとり親家庭等が必要とする制度や手続き等の情報を幅広く分かりやすい形で掲載した、佐賀市独自のハンドブックを作成する。 様々な環境で過ごす方に情報を届けるため、従来の紙のハンドブックに加え、Web上でも活用していただけるように整備する。	●	◆	○	やり方改善	こども家庭課
2	ホームページによる情報提供の充実	ひとり親家庭等が都合のよい時間に必要な情報が入手できるよう佐賀市のホームページでのわかりやすい情報提供を行う。	●	◆	○	継続	こども家庭課
3	SNS等を活用したイベント・手続き等の情報発信	市内で開催されるイベント情報や行政の手続き、健康に関する情報などをSNSやHPで発信する。	●	◆	○	やり方改善	こども家庭課

基本目標2 環境変化に対するサポートの充実

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 利用しやすい相談窓口の整備

1	生活状況の変化に応じた支援内容の一覧の作成	ひとり親になった直後から新しい生活を築いていくにあたって利用できる制度や、必要な手続き及び子どもの成長段階ごとの支援内容をわかりやすく紹介するための一覧を作成し、離婚前相談や離婚届出時、及びひとり親家庭の申請時に配付するなど、早い段階での情報提供に努める。	●	◆		継続	こども家庭課
---	-----------------------	--	---	---	--	----	--------

施策の方向 イ ひとり親家庭等に対する理解の促進

1	人権教育・啓発活動の取り組み	学校や家庭、職場や地域社会のあらゆる場面において、子どもを含めたすべての人の人権が侵害されないよう人権教育・啓発活動の取り組みを推進する。	●	◆	○	継続	人権・同和政策課
2	関係者の理解の促進	ひとり親家庭等と直接接する機会のある学校や幼稚園、保育所等の関係者に対し、ひとり親家庭等に対する理解の促進を図りながら、子どもの健全育成が確保されるような配慮を求めていく。	●	◆	○	継続	こども家庭課

施策の方向 ウ 社会生活の充実のための支援

1	男女共同参画意識の啓発	研修会等を開催し、職場、家庭、地域などのあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす。	●	◆	○	継続	男女共同参画課
2	ひとり親家庭等の交流の促進	ひとり親家庭等が抱える不安や悩みの緩和を目指して、ひとり親家庭等でも気兼ねなく交流できる場の情報提供を行い、交流の促進に取り組む。またひとり親家庭等のニーズに柔軟に対応するため、積極的にNPO等の市民活動団体との情報共有や連携を図る。	●	◆		継続	こども家庭課

施策の方向 エ こころの健康支援

1	早期相談の促進	ひとり親家庭等の親が一人で葛藤や悩みを長く抱え続けることがないように、市報や子育てガイドブックなど様々な広報媒体を活用し、情報提供する。また、LINEでの相談予約受付を行い、相談しやすい環境整備に努める。	●	◆	○	やり方改善	こども家庭課
2	スクールカウンセラーによるこどもへの対応	心理の専門家であるスクールカウンセラーを、全小中学校に配置して、悩みを抱えるこどもたちや保護者の心の問題を改善していく。	●	◆		継続	学校教育課
3	要保護児童等の見守り体制の構築	要保護児童等に関する状況把握に努めるとともに関係機関（児童相談所、幼稚園、保育所、小中学校、民生委員児童委員、医療機関、警察等）との情報共有、連携協力を図りながら見守り体制の構築に努める。また、地域の民間団体等を活用した訪問支援をおこなう。	●	◆		拡充	こども家庭課
4	こころの相談	市民が自らこころの状態をチェックできるツールとして「こころの体温計」をホームページに上に公開。また、自殺対策、うつ予防など心の健康づくり対策の一環として、市報や「労政だより」等を活用した広報の実施、及び、メンタルヘルス研修会や9月（自殺予防週間）および3月（自殺予防対策強化月間）に関連するキャンペーンの実施。	●	◆	○	継続	健康づくり課

基本目標2 環境変化に対するサポートの充実

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 オ こどもへの支援

1	悩みを抱えるこどもへの支援	不安や孤独な気持ちを抱えながらも誰かに相談したり、うまく気持ちを伝えられないこどものいる家庭等へ専門の支援員が訪問し、こどもの悩みや思いを傾聴し、こどもが気軽に相談できる関係づくりに努める。	●	◆		継続	こども家庭課
2	不登校対策事業	不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を促すため、学校・家庭・教育支援センター「くすの実」との連携を図るとともに、家庭に「サポート相談員」を派遣することにより、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者を孤立させないように関わる。	●	◆		継続	学校教育課
3	不登校児童生徒支援事業	不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し、別室対応支援員による別室での学習支援、生活支援を行う。また、完全不登校の児童生徒に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、相談相手となったり、ICT学習支援をしたりすることにより、児童生徒の生活空間を広げ、社会的自立を促す支援を行う。	●	◆		継続	学校教育課

施策の方向 カ 健康維持・増進へ取り組み

1	健康診査の実施	各種健（検）診を実施する。	●	◆	○	継続	健康づくり課
2	健康管理、健康診査受診の啓発	<p>【健康づくり課】 ひとり親家庭等の親の健康を守るために健康管理に対する意識を高めるとともに定期的な健康診査の受診を促すための啓発を行う。</p> <p>【こども家庭課】 ひとり親家庭等の親の健康を守るために、健康診査の案内や医療費の助成を行う。</p>	●	◆	○	継続	健康づくり課 こども家庭課

基本目標3 子育て・生活支援の充実

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 日常的なこどもの保育・生活支援の充実

1	教育・保育施設入所	保護者の就業や産前・産後などの理由により家庭でこどもを保育することができない場合に教育・保育施設において保育を実施する。利用調整においては、基準点を加点し優先して利用ができるように調整する。	●	◆		継続	保育 幼稚園課
2	教育・保育施設の一時的保育	保護者の病気、けが、出産、就業などの理由で、一時的に家庭でこどもを保育することができない場合に、教育・保育施設において保育を実施する。	●	◆		継続	保育 幼稚園課
3	教育・保育施設の延長保育	働く親等のニーズに応えるため、多くの教育・保育施設で通常の保育時間外に延長保育を行う。	●	◆		継続	保育 幼稚園課
4	幼稚園・認定こども園での預かり保育	働く親等のニーズに応えるため、多くの幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や長期休業中に預かり保育を行う。	●	◆		継続	保育 幼稚園課
5	放課後児童クラブ	保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である小学校に就学している児童の放課後や長期休業中の居場所を確保することを目的として放課後児童クラブを実施する。待機児童がいる校区を優先的に受入数の拡大を図るとともに、受け入れ態勢の整った校区から順次受入学年の拡大を図る。きょうだいでの利用や非課税世帯、就学援助世帯を対象として利用料の減免を行う。	●	◆		拡充	子育て 総務課
6	特別支援学校放課後児童クラブ	金立特別支援学校、大和特別支援学校で通学児童（小1～高3）を対象に放課後児童クラブを実施する。	●	◆		継続	子育て 総務課
7	障がい児の生活支援（移動・預かり・入浴介助等）	障がい児に対して外出時の移動支援、一時預かり、入浴介助など、生活全般の支援を行う。	●	◆		継続	障がい 福祉課
8	生活自立支援センターにおけるこどもへの学習支援	学習塾に通うことができない生活困窮世帯のこども（小中学生、高校中退者等）を対象として進学相談や学習支援を行う。	●	◆	○	継続	生活 福祉課
9	放課後子ども教室	全てのこどもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等における学校の空き教室等を利用し、安全・安心な活動拠点を設け、地域との交流活動など、様々な活動を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	●	◆		継続	社会 教育課

施策の方向 イ 臨時的・緊急的なこどもの保育・生活支援の充実

1	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病や出産、育児疲れ等の理由で家庭での養育が困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的にこどもを預かる。児童福祉施設に専従職員を配置し、事業の利用調整や啓発、利用家庭の相談支援を行い、保護者が安定して利用することができるよう専用居室を確保している。	●	◆		拡充	こども 家庭課
2	ゆめ・ぼけっとの一時託児	子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」内の託児室で、3時間を上限に就学前のこどもを預かる。求職活動や街中でのリフレッシュなどに利用することも可能。	●	◆		継続	保育 幼稚園課

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		
3	子育てサポートセンター	子育ての支援をしたい人（提供会員）と頼みたい人（依頼会員）をつなぐ会員組織で小学6年生までのこどもの送迎や預かりを行う。また切迫流産で安静が必要な方や産後8週間以内の方の家事等のサポートをする。様々なニーズに柔軟に対応できるように制度の充実を図るとともに支援が必要な家庭の利用が促進されるよう努める。	●	◆		継続	保育 幼稚園課
4	病児・病後児保育	2か月～小学3年生までの病児回復期や病気のこどもを小児科医院に併設した保育室で一時的に預かる。支援が必要な家庭の利用が促進されるよう努める。	●	◆		継続	子育て 総務課
5	日常生活支援サービスの情報提供（県実施事業）	佐賀県ひとり親家庭サポートセンターで実施される日常生活支援サービス（親が病気や就業活動の際に一時的に家事や子育てを支援する家庭生活支援員を派遣）について、必要な方に積極的な情報提供を行う。	●	◆	○	継続	こども 家庭課
6	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う。	●	◆		新規	こども 家庭課

施策の方向 ウ 住宅確保のための支援

1	児童を複数扶養する世帯の市営住宅への優先入居	<p>①優先入居制度 同居する18歳以下の子が複数いる世帯（母子・父子家庭は1名以上）は、市営住宅定期募集時に指定した優先入居住宅への申込をすることができる。</p> <p>②抽選優遇制度 入居者又は同居者が、ひとり親世帯（母子家庭または父子家庭で18歳以下の同居するこどもがいる世帯）は抽選球を1個追加する。</p> <p>上記の①②を運用することで、定期募集対象の全住戸において優遇措置を設けたこととなる。</p>	●	◆		継続	建築 住宅課
2	母子生活支援施設の利用促進	母子家庭の母、またはこれに準ずる事情にある女子がこどもを十分に養育できない場合、こどもとともに入所する施設で、専門の指導員が指導、援助を行う。これにより母子が自立に向けて安心して生活できるよう必要な措置支援を行う。	●			継続	こども 家庭課
3	身元保証人確保対策（母子生活支援施設入・退所者）	母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職、または住宅を賃借する際に親等による保証人が得られない場合、施設長が保証人となる「身元保証人確保対策事業」を実施する。	●			継続	こども 家庭課
4	公営住宅、母子生活支援施設等住宅に関する情報の一元的提供	公営住宅や母子生活支援施設などの住宅を選択する際に必要な家賃、入居条件、学校、教育・保育施設の場所等の情報を分かりやすく提供する。	●	◆		継続	こども 家庭課
5	住居確保給付金	就労能力と就労意欲のある方のうち、離職を理由に家賃の支払いが困難となり、住居を喪失している方又は喪失する恐れのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職に向けた支援を行う。また、家計改善のため、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用の補助を行う。	●	◆	○	継続	生活 福祉課

基本目標4 就業支援体制の確立

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 就業相談の充実

1	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の親のよりよい就業のために母子・父子自立支援プログラム策定員が個別に面接を行い、就業の希望や生活・子育てにおける課題等を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、ハローワークと連携しながら就業支援を行う。 (令和6年8月より児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。)	●	◆		拡充	こども家庭課
2	就業相談窓口の設置	ひとり親家庭等の就業に関する悩みに専門の相談員が対応する。また母子・父子自立支援プログラム事業の対象とならないひとり親家庭等の希望者を対象にプログラムの策定を行い、ハローワークやマザーズコーナー、えびすワークさがし等と連携して就業支援を行う。また、父子家庭の父も気軽に相談できる窓口をめざし、制度や相談内容等の周知を図る。	●	◆	○	継続	こども家庭課
3	福祉・就労支援コーナーえびすワークさがし	ハローワークの就職支援ナビゲーター2名が常駐し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭や、失業等で生活困窮している方等を対象として、就職相談、職業紹介、就職活動のアドバイス等を行う。	●	◆	○	継続	生活福祉課

施策の方向 イ 能力開発・資格取得のための支援

1	自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の母または父が、指定講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座が対象）を受講する場合、費用の一部を助成する。安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図る。児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。	●	◆		拡充	こども家庭課
2	高等職業訓練促進給付	児童扶養手当受給の所得水準のひとり親家庭の母または父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得を目指し、6ヶ月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活費の一部を給付する。安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図る。なお、その者の所得が児童扶養手当受給の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。	●	◆		拡充	こども家庭課
3	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験を目指す場合に、対象講座修了時と試験合格時に給付金を支給する。ひとり親家庭の親及び児童の学びなおしの支援をすることで、資格取得を有利にし、安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図る。児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。	●	◆		拡充	こども家庭課

施策の方向 ウ 就業機会の創出

1	夜間労働相談	昼間に時間がとれない方を対象に、社会保険労務士が無料で夜間の労働相談に応じる。	●	◆	○	継続	経済政策課
---	--------	---	---	---	---	----	-------

基本目標4 就業支援体制の確立

No	事業名	取り組み内容・概要（具体的に）	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		
2	経営支援・創業支援	経営者や創業希望者を対象に、佐賀市産業支援相談室の中小企業診断士が無料で相談に応じる。創業支援セミナーの開催や、経営課題解決に向けたデジタル化・DXの推進など、個々のケースに応じた伴走支援を行っていく。	●	◆	○	やり方改善	経済政策課

施策の方向 Ⅰ 雇用主への制度周知及び啓発

1	働きやすい職場環境の実現に向けた啓発	事業所へ送付する広報誌「労政だより」の発行（毎年9月と1月）などを通して雇用主へ子育て支援の一環として働きやすい職場環境の実現を呼び掛けるとともに、ひとり親家庭等の親を雇用した事業主を対象とした奨励金制度等の周知や利用の啓発を行う。今後、「労政だより」については、紙からデータに変更し配布予定。	●	◆	○	やり方改善	経済政策課
2	子どもへのまなざし運動	すべての大人がこどもの育ちに関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会の実現を目指し、市民総参加でこどもを育む市民運動として「子どもへのまなざし運動」を推進する。その実現のために企業への協力も求めていく。	●	◆		継続	社会教育課

基本目標5 養育費の確保の推進等

No	事業名	取り組み内容・概要（具体的に）	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 養育費取得促進のための啓発

1	親の扶養義務の履行を促すための啓発	離婚協議の際に、こどもが経済的に自立するまでの養育費に関して誠実に取り決めが行われ双方の親がこどもへの扶養義務を履行するよう啓発を行う。特に支払う側と受け取る側双方の意識付けのため、リーフレット等の作成を行い、任意の履行促進を図る。	●	◆		継続	こども家庭課
2	養育費取得促進のための相談・情報提供	養育費の取り決めを行う場合や取り決めが履行されない場合の相談に対応するとともに、活用可能な法的手段や法定養育費等に関する情報提供を行う。また、養育費の取り決めに関する離婚前からの意識付けや、離婚時に確実な取り決めを行う必要性について情報提供を行う。	●	◆		拡充	こども家庭課
3	養育費確保支援事業	離婚によってひとり親となられる方のために、養育費に関する公正証書などの作成経費や養育費保証契約の本人負担額を助成する。（対象経費の全額、それぞれ上限5万円）	●	◆		新規	こども家庭課

施策の方向 イ 相談窓口の整備

1	離婚届提出時の相談窓口案内の徹底	未成年の子をもつ父母が離婚届の際に養育費の支払いや面会交流について「まだ取り決めをしていない」と記載されている場合は、相談窓口を案内する。	●	◆		継続	市民生活課
2	相談窓口の周知・適切な窓口の紹介	養育費に関する相談に専門の相談員が応じる。また、法的な手続きを必要とする場合は適切な専門機関の窓口を紹介する。	●	◆		継続	こども家庭課
3	面会交流の支援	こどもと離れて暮らす親の面会交流に困難が伴う場合の支援について、NPO等の市民活動団体とも連携しながらその在り方について検討する。	●	◆		継続	こども家庭課

基本目標6 経済的支援の推進

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		

施策の方向 ア 生活にかかる費用の負担軽減

1	経済的支援制度の周知	生活を維持するために必要な経済的支援を確実に受けられるよう必要な制度の周知に努め、利用促進を図る。	●	◆		継続	こども家庭課
2	ライフプラン（生活設計）の相談	将来の親自身とこどもにかかる費用について、計画を立てて生活できるよう、ライフプラン（生活設計）の相談について、積極的に働きかける。	●	◆		継続	こども家庭課
3	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、離婚等により父又は母と生計を別にして18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護する父若しくは母又は養育者に手当を支給する。（令和6年11月分から所得制限限度額の引き上げと第3子以降の加算額の引き上げを実施）	●	◆		拡充	こども家庭課
4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父または母及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が病気やけが等で医療機関等で治療を受けたときの医療費の一部について助成を行う。 今後医療費助成の現物給付化やPMHの導入について協議を進める。	●	◆		拡充	こども家庭課
5	遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したとき、その人と生計を同じくしていた子のある配偶者または子に遺族基礎年金を給付する。	●	◆		継続	保険年金課
6	児童手当	こどもを養育する全ての家庭の生活の安定とこどもの健全な成長を促すために18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給する。 （令和6年10月分から所得制限を撤廃と対象児童を18歳まで拡大）	●	◆		拡充	こども家庭課
7	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金、生活資金等）	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定のために必要な資金（事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、住宅、転宅、医療介護、生活、結婚、特例児童扶養）の貸し付けを行う。（申請は本市の窓口で受け付けるが、貸付の実施は佐賀県が行う。）	●	◆	○	継続	こども家庭課
8	生活保護	生活困窮者に対して生活保障をしながら自立に向け支援を行う。資産や収入などの調査をした上で国の基準生活費と比べ、資産や収入の方が少ない場合にその差額分を給付する。	●	◆	○	継続	生活福祉課
9	障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童を対象に手当を支給する。	●	◆		継続	障がい福祉課
10	特別児童扶養手当	心身に政令に定める程度以上の障がいがあり、20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者を対象に手当を支給する。（認定：県）	●	◆		継続	障がい福祉課

No	事業名	取り組み内容・概要	対象			今後の方向性	担当
			母子	父子	寡婦		
11	重度心身障害者医療費助成	重度の心身障がい者が、病気やけが等で医療機関等で治療を受けた際の医療費の一部について助成を行う。	●	◆		やり方改善	障がい福祉課
12	市県民税の寡婦・ひとり親控除	配偶者と離婚または死別された方、未婚の方でひとり親控除の対象となる方に対し、申告に基づき市県民税の優遇措置を適用する。	●	◆	○	継続	市民税課
13	市県民税の扶養控除	子どもなどの扶養親族がいる方に対し、申告に基づき市県民税の優遇措置を適用する。	●	◆	○	継続	市民税課

施策の方向 イ こどもの教育等にかかる費用の負担軽減

1	保育料の軽減	ひとり親に対して税額等に応じた保育料の軽減を行う。	●	◆		継続	保育幼稚園課
2	就学援助（経済的理由で就学困難な小中学生の保護者が対象）	経済的な理由から市内の小中学校に通うこどもの学用品費や給食費等の支払いが困難な家庭を対象に、その費用の一部を助成する。	●	◆		継続	学事課
3	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金）	こどもが高校や大学へ進学するための修学資金や就学支度資金の貸付を行う。（申請は本市の窓口で受け付けるが、貸付の実施は佐賀県が行う。）	●	◆	○	継続	こども家庭課

施策の方向 ウ 借金・公金滞納等の解決にむけた支援

1	消費問題、借金等の相談対応	消費問題や多重債務などの借金に関する相談に専門の相談員が応じる。また関係機関・部署との連携を強化し、相談窓口への誘導を図る。	●	◆	○	継続	生活安全課
2	公金滞納の解決に向けた相談対応	市民税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料など公金滞納を抱えるひとり親家庭等が希望される場合に、専門の相談員が各滞納相談窓口への同行や解決に向けた助言を行う。	●	◆	○	継続	こども家庭課